## 郵便等による不在者投票制度のお知らせ

## 1 郵便等による不在者投票制度(郵便等投票制度)とは

この制度は、身体に重い障害がある方や介護を必要とされる方で、投票日当日に投票所へ行って投票することが困難な方が、自宅などにおいてご本人が投票用紙に記載して、これを郵便等で送付する制度です。

垂『便等による不在者投票は、事前登録制です。 選挙の前に選挙管理委員会に申請をしてください。『郵便等投票証明書』を交付いたします。

## 2 郵便等による不在者投票ができる方

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている方で、【別表 1】のような障害のある方( 印の該当者)または、介護保険の被保険者証の要介護状態 区分が「要介護5」の方に認められています。

【別表1】

	障害名	障害の程度		
身体障害者手帳		1級	2級	3級
	両下肢 <sub>着いは</sub> 体 幹者いは移動機 能の障害			非該当
	心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこ う者はは直腸者は は小腸の障害		1	
	免疫素以は肝臓 の障害			

_					
戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
					非該当
	心臓、じん 臓、呼吸器、 ぼうこう者には 直腸、小腸者に は肝臓の障害				

介	要介護 状態区分
護保険の被保険者証	<b>要介護</b> 5

## 3 郵便等による不在者投票における代理記載制度が利用できる方

『郵便等による不在者投票をすることができる方』で、ご本人が投票用紙へ記載することができないと定められた、【別表 2・別表 3】の障害に該当する方( 印の該当者)は、あらかじめ区の選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する方に限る)に投票に関する記載をしていただくことができます。

【別表2】

<u> </u>			
身	障害名	障害の程度	
体	四古 口	1級	
身体障害者手帳	上肢 <sub>若いは</sub> 視覚 の 障害		

【別表3】

	1 m 12 3 1				
194 In	障害名	障害の程度			
戦		特別項症	第1項症	第2項症	
戦傷病者手帳	上肢 <sub>若いは</sub> 視覚 の障害				

ただし、上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等投票による不在者投票をすることができる方(別表1)でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

*ご注意*: 郵便等投票においては、点字による投票はできません。

交付申請方法などは、裏面をご覧ください。

問合せ先

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区選挙管理委員会

5608-6320

# 『郵便等投票証明書』の交付申請方法

「交付申請に必要な書類」に「障害や介護の程度を証明するもの」を必ず添えて、墨田区選 挙管理委員会あてに申請してください。

申請は、常時受付けていますが、発行までに時間がかかる場合もありますので、**なるべく 早めに申請**してください。

#### 【自筆による投票が可能な方】

交付申請に必要な書類

郵便等投票証明書交付申請書

両下肢等の介護の程度を<br/>証明するもの事体障害者手帳

または 戦傷病者手帳 または 戦傷病者手帳 または 介護保険被保険者証

《注 意》 申請書の氏名欄は、必ずご本人がお書きください。

【代理記載人の記載により投票される方】

交付申請に必要な書類

郵 便 等 投 票 証 明 書 交 付 申 請 書 ( 代 理 記 載 用 )

代理記載人となるべき者の届出書

代理記載人となることの 同意書 及び選挙権を有する者である宣誓書 両下肢等の介護の程度を 証 明 す る も の

身体障害者手帳 または 戦傷病者手帳 または 介護保険被保険者証

上肢もしくは視覚の障害の程度を 証 明 す る も の

身体障害者手帳 または 戦傷病者手帳

証明書の交付申請をされた方で上記の条件が確認された方に、『郵便等投票証明書』を郵送いたします。その時に、お預かりしていた身体障害者手帳等を返送いたします。

+

## 郵便等投票証明書の有効期間

身体障害者•戦傷病者

発行の日から7年間

要介護者

被保険者証に記載されている『介護器定の有効期間の末日まで』

## 投票の方法など

選挙のつど、事前に『投票用紙請求書』を送付いたします。

必要事項をご記入いただきまして、**『郵便等投票証明書』を必ず添えて** 選挙管理委員会 へ ご返送いただきます。(**『郵便等投票証明書』は、有効期限内に行われる選挙の時には必ず必要 です。大切に保管してください。)** 

ご返送いただいた方に、『投票用紙及び投票用封筒』などを選挙管理委員会から登録者ご本人が居住(いらっしゃる所)されている所に郵送いたします。

受け取った『投票用紙及び投票用封筒』にご記入いただき、ご返送いただいた投票用紙などを 選挙管理委員会が受領した時点で投票完了となります。

投票の詳しい方法は、選挙の都度ご案内いたしますが、投票用紙の請求期限は、**当該選挙の投票日の4日前までと定められております。** 

既に、郵便等投票証明書の交付を受けている方が代理記載制度をご利用になる場合などの申請 や届出について、ご不明な点がございましたら、墨田区選挙管理委員会へお問合せください。

不在者投票の指定施設 (病院や老人ホーム等)に入院・入所されている方につきましては、本制度をご利用いただかなくても投票できる方法がありますのでご相談ください。